

事 務 連 絡
令和 8 年 7 月 3 日

地 方 厚 生 （ 支 ） 局 医 療 課	}	御 中
都道府県民生主管部（局）		
国民健康保険主管課（部）		
都道府県後期高齢者医療主管部（局）		
後期高齢者医療主管課（部）		

厚生労働省保険局医療課

はり、きゅう及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費の取扱いに
関する疑義解釈資料の送付について

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについては、「「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」の一部改正について」（令和 8 年 6 月 5 日保発第 0605 号第 9 号）により、令和 8 年 7 月 1 日より実施しているところであるが、今般、「はり、きゅう及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について」（平成 30 年 12 月 27 日事務連絡）の一部を別紙のとおり改正しますので、関係者に周知を図るとともに、窓口での相談対応等にご活用いただき、個々の事案の状況により判断する際の参考とされますようお願いいたします。

(別紙)

○「はり、きゅう及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について」(平成 30 年 12 月 27 日事務連絡)

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
(削除)	【保険施術の取扱い関係】 (問 42) 健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益の提供により、患者が自己の施術所で施術を受けるように誘引し、その結果なされた施術については、療養費支給の対象外となるのか。 (答) そのとおり。従来、「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」(平成 16 年 10 月 1 日保医発第 1001002 号。以下「留意事項通知」という。)の別添 1 及び別添 2 の第 1 章の 2 により支給の対象外の取扱いであり、受領委任の取扱いにおいても同様である。(取扱規程第 3 章の 16)
(削除)	(問 43)「施術所が、集合住宅・施設・請求代行の事業者若しくはその従事者、医療機関、医師又はその関係者等に対して金品(いわゆる紹介料その他の経済上の利益)を提供し、患者の紹介を受け、その結果なされた施術については、療養費支給の対象外」とされているが、施術所(施術者)が業務(療養費支給申請書の内容確認や作成代行等)を委託し、当該業務に係る費用を支払う場合、当該金品等の提供に該当するか。 (答) 当該業務に係る適正な費用を支払う場合、当該金品等の提供には該当しない。療養費支給の対象外となるのは、金品等を提供し、患者の紹介を受けた場合である。(取扱規程第 3 章の 16)
(問44) 施術管理者は、取扱規程により、施術所に施術者の氏名等を掲示する、患者の被保険者証を確認する、一部負担金に相当する金額の支払を受ける、患者に領収証及び <u>施術の内容のわかる</u> 明細書を交付する、保険	(問44) 施術管理者は、取扱規程により、施術所に施術者の氏名等を掲示する、患者の被保険者証を確認する、一部負担金に相当する金額の支払を受ける、患者に領収証及び <u>一部負担金</u> 明細書を交付する、保険者等へ通

者等へ通知することとされているが、施術管理者以外の施術所の従業員などが行ってもよい。 (答) 実際の取扱い、他の従業員などが行っても差し支えないが、これらの取扱いの責任は、施術管理者が負うものである。(取扱規程第3章の17、第3章の18、第3章の19、第3章の20、第3章の22) (問49) 施術管理者が交付する領収証について、療養費に係る一部負担金以外の料金を別途徴収する場合、一部負担金とその他の金額を合算した金額を記載した領収証を交付してよい。<u>また、その他の金額(保険外の料金)を別途徴収する場合とはどのような場合か。</u> (答) 差し支えない。ただし、一部負担金は、減免又は超過して徴収できず、また、領収証と明細書の一部負担金の金額が一致する必要があるため(明細書には一部負担金の金額のみを記入)、合算した金額を記載した領収証を交付する場合、内訳として、一部負担金の金額とその他の金額を区分して記載する必要がある。 <u>また、その他の金額(保険外の料金)を別途徴収する場合とは、例えば、療養費の支給対象外となる施術を行い、患者から徴収した費用を記載する場合は該当する。(取扱規程第3章の19、第3章の20)</u> <u>(問49の1) 正当な理由がない限り、領収証及び施術の内容のわかる明細書</u> <u>を無償で交付することになるが、「正当な理由」とは何か。(取扱規則第3章の20)</u> (答) <u>正当な理由とは、患者本人から明細書の交付を不要とする申し出があった場合のほか、施術者の状況(例：視覚障害等)により、その都度の明細書の交付が実務上困難であるなど、やむを得ない事情がある場合をいう。</u>	知することとされているが、施術管理者以外の施術所の従業員などが行ってもよい。 (答) 実際の取扱い、他の従業員などが行っても差し支えないが、これらの取扱いの責任は、施術管理者が負うものである。(取扱規程第3章の17、第3章の18、第3章の19、第3章の20、第3章の22) (問49) 施術管理者が交付する領収証について、療養費に係る一部負担金以外の料金を別途徴収する場合、一部負担金とその他の金額を合算した金額を記載した領収証を交付してよい。 (答) 差し支えない。ただし、一部負担金は、減免又は超過して徴収できず、また、領収証と<u>取扱規程様式第5号又は第5号の2による一部負担金</u>明細書の一部負担金の金額が一致する必要があるため(明細書には一部負担金の金額のみを記入)、合算した金額を記載した領収証を交付する場合、内訳として、一部負担金の金額とその他の金額を区分して記載する必要がある。(取扱規程第3章の19、第3章の20) <u>(新設)</u>
--	--

<u>なお、明細書を交付しない場合には、施術者は、毎月、申請書の写しを患者又は家族に交付することが求められる。（取扱規定第4章の24(5)）</u>	
<u>(問 49 の 2) 明細書発行加算は無償交付が要件であるが、受領委任により患者から一部負担金を徴収するため、実質的に有償交付となるのではないか。</u> <u>(答) 無償交付とは、明細書の発行に際して別途費用を請求しないことをいう。したがって、一部負担金に当該加算が含まれていても、有償交付には該当しない。</u>	<u>(新設)</u>
(問50) 公費負担医療制度などにより、施術管理者が患者等から一部負担金の支払を受けない場合、領収証や一部負担金明細書の交付は必要ないか。 (答) 一部負担金の支払がない場合、領収証の交付はできない。なお、明細書については、交付の趣旨を踏まえ、患者から求められたときは交付する（全額が公費であり「保険請求額」欄が0円となる場合を除く。）。交付する場合、「一部負担金」欄は0円と記入する。なお、一部負担金明細書を交付しない場合、毎月行う患者又は家族への申請書の提示に際し、申請書の写しを交付する必要がある。（取扱規程第3章の20、第4章の24(5)）	(問50) 公費負担医療制度などにより、施術管理者が患者等から一部負担金の支払を受けない場合、領収証や一部負担金明細書の交付は必要ないか。 (答) 一部負担金の支払がない場合、領収証の交付はできない。なお、<u>取扱規程様式第5号又は第5号の2による一部負担金明細書</u>については、交付の趣旨を踏まえ、患者から求められたときは交付する（全額が公費であり「保険請求額」欄が0円となる場合を除く。）。交付する場合、「一部負担金」欄は0円と記入する。なお、一部負担金明細書を交付しない場合、毎月行う患者又は家族への申請書の提示に際し、申請書の写しを交付する必要がある。（取扱規程第3章の20、第4章の24(5)）
【療養費の請求関係】 (問 55) 施術管理者は、受領委任の承諾年月日以降の施術分の請求については、様式第<u>5</u>号の1若しくは様式第<u>5</u>号の1の2又は様式第<u>5</u>号の2若しくは様式第<u>5</u>号の2の2、<u>様式第5号の3又は第5号の3の2若しくは様式第5号の4又は様式第5号の4の2</u>による療養費支給申請書を	【療養費の請求関係】 (問 55) 施術管理者は、受領委任の承諾年月日以降の施術分の請求については、様式第<u>6</u>号の1若しくは様式第<u>6</u>号の1の2又は様式第<u>6</u>号の2若しくは様式第<u>6</u>号の2の2による療養費支給申請書を使用するのか。

使用するのか。 (答) 支給申請先の保険者等が受領委任を取り扱う場合は、そのとおり。施術管理者は、患者が加入する保険者等により、受領委任の取扱いとその他の取扱いを区分する必要がある。(取扱規程第4章の24(1)、様式第<u>5</u>号の1、様式第<u>5</u>号の1の2、様式第<u>5</u>号の2、様式第<u>5</u>号の2の2、様式第5号の3又は第5号の3の2若しくは様式第5号の4又は様式第5号の4の2) (問56) 保険者等が受領委任を取り扱い、施術者が受領委任を取り扱わない場合、償還払いの取扱いとなるが、申請者(被保険者等)は、どのような療養費支給申請書を使用するか。 (答) 留意事項通知の別添1及び別添2の別紙4若しくは別紙4の2、別紙4の3若しくは別紙4の4による様式(ただし、代理人への委任欄は使用しない。)や当該様式を参考とした各保険者等が定める様式を使用する。なお、申請者(被保険者等)は、施術料金の全額を支払った領収証の原本を添えて、加入する保険者等あてに直接申請することとなる。 【療養費の支払関係】 (問76) 保険者等は、患者等への照会について、どのような点に留意すればよいか。 (答) <u>照会に当たっては、患者が原則として施術の内容のわかる明細書を交付されていることを踏まえ、当該明細書の提出を求めることを基本とする。</u>なお、<u>施術後、患者等への照会まで相当期間が経過すると、患者の記憶が曖昧になり照会の意義が薄れることから、保険者等は、できる限り早期の適切な時期に照会する。また、照会に当たっては、患者にとって分かりやすい照会内容とし、記述しやすい回答欄とするよう留意する。</u>	(答) 支給申請先の保険者等が受領委任を取り扱う場合は、そのとおり。施術管理者は、患者が加入する保険者等により、受領委任の取扱いとその他の取扱いを区分する必要がある。(取扱規程第4章の24(1)、様式第<u>6</u>号の1、様式第<u>6</u>号の1の2、様式第<u>6</u>号の2、様式第<u>6</u>号の2の2) (問56) 保険者等が受領委任を取り扱い、施術者が受領委任を取り扱わない場合、償還払いの取扱いとなるが、申請者(被保険者等)は、どのような療養費支給申請書を使用するか。 (答) 留意事項通知の別添1及び別添2の別紙4による様式(ただし、代理人への委任欄は使用しない。)や当該様式を参考とした各保険者等が定める様式を使用する。なお、申請者(被保険者等)は、施術料金の全額を支払った領収証の原本を添えて、加入する保険者等あてに直接申請することとなる。 【療養費の支払関係】 (問76) 保険者等は、患者等への照会について、どのような点に留意すればよいか。 (答) 施術後、患者等への照会まで相当期間が経過すると、患者の記憶が曖昧になり照会の意義が薄れることから、保険者等は、できる限り早期の適切な時期に照会する。また、照会に当たっては、患者にとって分かりやすい照会内容とし、記述しやすい回答欄とするよう留意する。(取扱規程第6章の33)
--	--

(取扱規程第 6 章の 33)

(問79) 保険者等は、請求額に対する支給額の減額又は不支給等がある場合、様式第8号又はそれに準ずる様式の書類を記入のうえ、療養費支給申請書の写しを添えて、施術管理者へ送付することとされているが、施術管理者へ送付する目的は何か。

(答) 支給額の減額又は不支給等がある場合、施術所と患者との間で施術料金の調整が必要であることから、当該決定に際し、施術管理者に対して増減金額やその理由等を連絡するものである。(取扱規程第 6 章の33、第 6 章の35、様式第8号)

(問80) 保険者等は、請求額に対する支給額の減額又は不支給等がある場合、様式第8号又はそれに準ずる様式の書類を記入のうえ、療養費支給申請書の写しを添えて、施術管理者へ送付することとされているが、保険者等において、請求権者（被保険者等）に送付する支給、減額又は不支給の決定通知と同様の通知を申請書ごとに施術管理者あてにも送付する場合、当該通知の送付を様式第8号に準ずる書類及び申請書の写しの送付として取り扱ってよいか。

(答) 差し支えない。申請書ごとに被保険者等への通知と同様の通知を施術管理者にも送付する場合、施術管理者は、患者等と施術料金を調整するために必要な減額又は不支給等に関する具体的な内容を把握できるものと考えられる。(取扱規程第 6 章の 35、様式第8号)

【明細書の記入関係】

はり・きゅう及びあんま・マッサージに係る明細書について（通知）（令和 8 年 6 月 5 日保医発 0 6 0 5 第 4 号）別紙様式 1、別紙様式 2、別紙様式 3、

(問79) 保険者等は、請求額に対する支給額の減額又は不支給等がある場合、様式第10号又はそれに準ずる様式の書類を記入のうえ、療養費支給申請書の写しを添えて、施術管理者へ送付することとされているが、施術管理者へ送付する目的は何か。

(答) 支給額の減額又は不支給等がある場合、施術所と患者との間で施術料金の調整が必要であることから、当該決定に際し、施術管理者に対して増減金額やその理由等を連絡するものである。(取扱規程第 6 章の33、第 6 章の35、様式第10号)

(問80) 保険者等は、請求額に対する支給額の減額又は不支給等がある場合、様式第10号又はそれに準ずる様式の書類を記入のうえ、療養費支給申請書の写しを添えて、施術管理者へ送付することとされているが、保険者等において、請求権者（被保険者等）に送付する支給、減額又は不支給の決定通知と同様の通知を申請書ごとに施術管理者あてにも送付する場合、当該通知の送付を様式第10号に準ずる書類及び申請書の写しの送付として取り扱ってよいか。

(答) 差し支えない。申請書ごとに被保険者等への通知と同様の通知を施術管理者にも送付する場合、施術管理者は、患者等と施術料金を調整するために必要な減額又は不支給等に関する具体的な内容を把握できるものと考えられる。(取扱規程第 6 章の 35、様式第 10 号)

【一部負担金明細書の記入関係】

様式第 5 号、第 5 号の 2

別紙様式 4、別紙様式 5

【療養費支給申請書の記入関係】

様式第5号の1、様式第5号の1の2、様式第5号の2、様式第5号の2の2、様式第5号の3、様式第5号の3の2、様式第5号の4、様式第5号の4の2

(問97) あん摩マッサージ指圧の明細書(1か月分)及び領収証兼明細書(1か月分)の施術内容欄の回の項目は、施術を行った日数を記入するのか、施術を行った局所数を記入するのか。

(答) 施術を行った日数を記入する。(取扱規程第3章の20、様式第5号の2) なお、施術日欄には、施術日を記入する。

(問98) 療養費支給申請書の様式について、独自の記入欄を設ける等、適宜変更してよいか。

(答) (略)(取扱規程第4章の24(1)、様式第5号の1、様式第5号の1の2、様式第5号の2、様式第5号の2の2、様式第5号の3、様式第5号の3の2、様式第5号の4、様式第5号の4の2)

(問99) 療養費支給申請書について、用紙の大きさの指定はあるか。

(答) 原則として、日本産業規格A列4番とする。(取扱規程第4章の24(1)、様式第5号の1、様式第5号の1の2、様式第5号の2、様式第5号の2の2、様式第5号の3、様式第5号の3の2、様式第5号の4、様式第5号の4の2)

(問100) 療養費支給申請書について、施術管理者が視覚障害者であり、日

【療養費支給申請書の記入関係】

様式第6号の1、様式第6号の1の2、様式第6号の2、様式第6号の2の2

(問97) あん摩マッサージ指圧の一部負担金明細書(1月分)の「マッサージ施術」、「変形徒手矯正術施術」の欄の回の項目は、施術を行った日数を記入するのか、施術を行った局所数を記入するのか。

(答) 施術を行った日数を記入する。(取扱規程第3章の20、様式第5号の2)

(問98) 療養費支給申請書の様式について、独自の記入欄を設ける等、適宜変更してよいか。

(答) (略)(取扱規程第4章の24(1)、様式第6号の1、様式第6号の1の2、様式第6号の2、様式第6号の2の2)

(問99) 療養費支給申請書について、用紙の大きさの指定はあるか。

(答) 原則として、日本産業規格A列4番とする。(取扱規程第4章の24(1)、様式第6号の1、様式第6号の1の2、様式第6号の2、様式第6号の2の2)

(問100) 療養費支給申請書について、施術管理者が視覚障害者であり、日

本産業規格 A 列 4 番の用紙への記入が困難な場合、例外的に取扱規程に定められた様式を拡大等した申請書を使用してよい。 (答) そのような場合、例外的に日本産業規格 A 列 3 番などに拡大した申請書を使用して差し支えない。当該日本産業規格 A 列 3 番などに拡大した申請書においてもなお記入等が困難な視覚障害者の場合には、取扱規程様式第<u>5</u>号の 1 の 2 又は第<u>5</u>号の 2 の 2 の申請書を使用して差し支えない（記入方法は手書き、パソコン等は問わない。）。なお、申請書に添付する書類については、日本産業規格 A 列 3 番などに拡大したものを使用して差し支えない。（取扱規程第 4 章の 24(1)、様式第<u>5</u>号の 1、様式第<u>5</u>号の 1 の 2、様式第<u>5</u>号の 2、様式第<u>5</u>号の 2 の 2、<u>様式第 5 号の 3、様式第 5 号の 3 の 2、様式第 5 号の 4、様式第 5 号の 4 の 2</u>） (問 102) 療養費支給申請書の「機関コード」欄は、何を記入するか。 (答) (略)（取扱規程第 4 章の 24(1)、様式第<u>5</u>号の 1、様式第<u>5</u>号の 1 の 2、様式第<u>5</u>号の 2、様式第<u>5</u>号の 2 の 2、<u>様式第 5 号の 3、様式第 5 号の 3 の 2、様式第 5 号の 4、様式第 5 号の 4 の 2</u>） (問 103) 療養費支給申請書の「公費負担者番号」「公費受給者番号」「区市町村番号」「受給者番号」欄は、何を記入するか。 (答) (略)（取扱規程第 4 章の 24(1)、様式第<u>5</u>号の 1、様式第<u>5</u>号の 1 の 2、様式第<u>5</u>号の 2、様式第<u>5</u>号の 2 の 2、<u>様式第 5 号の 3、様式第 5 号の 3 の 2、様式第 5 号の 4、様式第 5 号の 4 の 2</u>） (問 104) 療養費支給申請書の「1 社国、2 公費、3 後高」欄は、どのように記入するか。 (答) (略)（取扱規程第 4 章の 24(1)、様式第<u>5</u>号の 1、様式第<u>5</u>号の 1	本産業規格 A 列 4 番の用紙への記入が困難な場合、例外的に取扱規程に定められた様式を拡大等した申請書を使用してよい。 (答) そのような場合、例外的に日本産業規格 A 列 3 番などに拡大した申請書を使用して差し支えない。当該日本産業規格 A 列 3 番などに拡大した申請書においてもなお記入等が困難な視覚障害者の場合には、取扱規程様式第<u>6</u>号の 1 の 2 又は第<u>6</u>号の 2 の 2 の申請書を使用して差し支えない（記入方法は手書き、パソコン等は問わない。）。なお、申請書に添付する書類については、日本産業規格 A 列 3 番などに拡大したものを使用して差し支えない。（取扱規程第 4 章の 24(1)、様式第<u>6</u>号の 1、様式第<u>6</u>号の 1 の 2、様式第<u>6</u>号の 2、様式第<u>6</u>号の 2 の 2） (問 102) 療養費支給申請書の「機関コード」欄は、何を記入するか。 (答) (略)（取扱規程第 4 章の 24(1)、様式第<u>6</u>号の 1、様式第<u>6</u>号の 1 の 2、様式第<u>6</u>号の 2、様式第<u>6</u>号の 2 の 2） (問 103) 療養費支給申請書の「公費負担者番号」「公費受給者番号」「区市町村番号」「受給者番号」欄は、何を記入するか。 (答) (略)（取扱規程第 4 章の 24(1)、様式第<u>6</u>号の 1、様式第<u>6</u>号の 1 の 2、様式第<u>6</u>号の 2、様式第<u>6</u>号の 2 の 2） (問 104) 療養費支給申請書の「1 社国、2 公費、3 後高、<u>4 退職</u>」欄は、どのように記入するか。 (答) (略)（取扱規程第 4 章の 24(1)、様式第<u>6</u>号の 1、様式第<u>6</u>号の 1
--	---

の2、様式第<u>5</u>号の2、様式第<u>5</u>号の2の2、様式第5号の3、様式第5号の3の2、様式第5号の4、様式第5号の4の2) (問 105) 療養費支給申請書の「2本外、4六外、6家外、8高外一、0高外7」欄は、どのように記入するか。 (答) (略) (取扱規程第4章の24(1)、様式第<u>5</u>号の1、様式第<u>5</u>号の1の2、様式第<u>5</u>号の2、様式第<u>5</u>号の2の2、様式第5号の3、様式第5号の3の2、様式第5号の4、様式第5号の4の2) (問 106) 療養費支給申請書の「給付割合」欄は、どのように記入するか。 (答) (略) (取扱規程第4章の24(1)、様式第<u>5</u>号の1、様式第<u>5</u>号の1の2、様式第<u>5</u>号の2、様式第<u>5</u>号の2の2、様式第5号の3、様式第5号の3の2、様式第5号の4、様式第5号の4の2) (問 107) 療養費支給申請書の「被保険者欄」の「被保険者資格<u>の</u>記号番号」欄の記号と番号は、区分して記入するのか。 (答) (略) (取扱規程第4章の24(1)、様式第<u>5</u>号の1、様式第<u>5</u>号の1の2、様式第<u>5</u>号の2、様式第<u>5</u>号の2の2、様式第5号の3、様式第5号の3の2、様式第5号の4、様式第5号の4の2) (問 108) 療養費支給申請書の「被保険者欄」の「発病又は負傷年月日」欄は、同意書の発病年月日を記入してよいか。 (答) (略) (取扱規程第4章の24(1)、様式第<u>5</u>号の1、様式第<u>5</u>号の1の2、様式第<u>5</u>号の2、様式第<u>5</u>号の2の2、様式第5号の3、様式第5号の3の2、様式第5号の4、様式第5号の4の2) (問 109) 療養費支給申請書の「被保険者欄」の「傷病名、発症又は負傷	の2、様式第<u>6</u>号の2、様式第<u>6</u>号の2の2) (問 105) 療養費支給申請書の「2本外、4六外、6家外、8高外一、0高外7」欄は、どのように記入するか。 (答) (略) (取扱規程第4章の24(1)、様式第<u>6</u>号の1、様式第<u>6</u>号の1の2、様式第<u>6</u>号の2、様式第<u>6</u>号の2の2) (問 106) 療養費支給申請書の「給付割合」欄は、どのように記入するか。 (答) (略) (取扱規程第4章の24(1)、様式第<u>6</u>号の1、様式第<u>6</u>号の1の2、様式第<u>6</u>号の2、様式第<u>6</u>号の2の2) (問 107) 療養費支給申請書の「被保険者欄」の「被保険者資格<u>に係る</u>記号番号」欄の記号と番号は、区分して記入するのか。 (答) (略) (取扱規程第4章の24(1)、様式第<u>6</u>号の1、様式第<u>6</u>号の1の2、様式第<u>6</u>号の2、様式第<u>6</u>号の2の2) (問 108) 療養費支給申請書の「被保険者欄」の「発病又は負傷年月日」欄は、同意書の発病年月日を記入してよいか。 (答) (略) (取扱規程第4章の24(1)、様式第<u>6</u>号の1、様式第<u>6</u>号の1の2、様式第<u>6</u>号の2、様式第<u>6</u>号の2の2) (問 109) 療養費支給申請書の「被保険者欄」の「傷病名、発症又は負傷
---	---

の原因及びその経過」欄は、何を記入するか。 (答) (略) (取扱規程第4章の24(1)、様式第<u>5</u>号の1、様式第<u>5</u>号の1の2、様式第<u>5</u>号の2、様式第<u>5</u>号の2の2、様式第5号の3、様式第5号の3の2、様式第5号の4、様式第5号の4の2) (問110) 療養費支給申請書の「被保険者欄」の「療養を受けた者の氏名」欄には、患者の氏名等を記入するが、被保険者の氏名は、どこに記入すればよいか。 (答) (略) (取扱規程第4章の24(1)、様式第<u>5</u>号の1、様式第<u>5</u>号の1の2、様式第<u>5</u>号の2、様式第<u>5</u>号の2の2、様式第5号の3、様式第5号の3の2、様式第5号の4、様式第5号の4の2) (問110の3) 療養費支給申請書の「被保険者欄」の「施術した場所」欄は、どのように記入するか。 (答) 療養を受けた者が施設等に入居している場合、または施術した場所が被保険者住所と異なる場合に記入する。 <u>施設等に入所している場合は、当該施設の名称及び所在地を記入し、被保険者の住所と異なる場所で施術を受けた場合は、当該場所の所在地を記入する。</u> (問111) 療養費支給申請書の「施術内容欄」の「転帰」欄は、どのように記入するか。 (答) (略) (取扱規程第4章の24(1)、様式第<u>5</u>号の1、様式第<u>5</u>号の1の2、様式第<u>5</u>号の2、様式第<u>5</u>号の2の2、様式第5号の3、様式第5号の3の2、様式第5号の4、様式第5号の4の2)	の原因及びその経過」欄は、何を記入するか。 (答) (略) (取扱規程第4章の24(1)、様式第<u>6</u>号の1、様式第<u>6</u>号の1の2、様式第<u>6</u>号の2、様式第<u>6</u>号の2の2) (問110) 療養費支給申請書の「被保険者欄」の「療養を受けた者の氏名」欄には、患者の氏名等を記入するが、被保険者の氏名は、どこに記入すればよいか。 (答) (略) (取扱規程第4章の24(1)、様式第<u>6</u>号の1、様式第<u>6</u>号の1の2、様式第<u>6</u>号の2、様式第<u>6</u>号の2の2) (新設) (問111) 療養費支給申請書の「施術内容欄」の「転帰」欄は、どのように記入するか。 (答) (略) (取扱規程第4章の24(1)、様式第<u>6</u>号の1、様式第<u>6</u>号の1の2、様式第<u>6</u>号の2、様式第<u>6</u>号の2の2)
--	---

(問 112) 療養費支給申請書の「施術内容欄」の「施術期間」欄は、どのように記入するか。 (答) (略) (取扱規程第4章の24(1)、様式第<u>5</u>号の1、様式第<u>5</u>号の1の2、様式第<u>5</u>号の2、様式第<u>5</u>号の2の2、様式第5号の3、様式第5号の3の2、様式第5号の4、様式第5号の4の2) (問 113) 療養費支給申請書の「施術内容欄」の「請求区分」欄は、どのように記入するか。 (答) (略) (取扱規程第4章の24(1)、様式第<u>5</u>号の1、様式第<u>5</u>号の1の2、様式第<u>5</u>号の2、様式第<u>5</u>号の2の2、様式第5号の3、様式第5号の3の2、様式第5号の4、様式第5号の4の2) (問 114) 療養費支給申請書の「施術内容欄」の「傷病名(及び症状)」欄は、何を記入するか。 (答) (略) (取扱規程第4章の24(1)、様式第<u>5</u>号の1、様式第<u>5</u>号の1の2、様式第<u>5</u>号の2、様式第<u>5</u>号の2の2、様式第5号の3、様式第5号の3の2、様式第5号の4、様式第5号の4の2) (問 115) 療養費支給申請書について、従来、同一月内に複数の施術者が施術を行った場合、施術者ごとの氏名と施術日を「摘要」欄等に記入する取扱いであるが、受領委任の場合、どのように取り扱うか。 (答) (略) (取扱規程第2章の12、第4章の24(1)(3)、様式第<u>5</u>号の1、様式第<u>5</u>号の1の2、様式第<u>5</u>号の2、様式第<u>5</u>号の2の2、様式第5号の3、様式第5号の3の2、様式第5号の4、様式第5号の4の2) (問 116) マッサージの療養費支給申請書の「施術内容欄」の「マッサー	(問 112) 療養費支給申請書の「施術内容欄」の「施術期間」欄は、どのように記入するか。 (答) (略) (取扱規程第4章の24(1)、様式第<u>6</u>号の1、様式第<u>6</u>号の1の2、様式第<u>6</u>号の2、様式第<u>6</u>号の2の2) (問 113) 療養費支給申請書の「施術内容欄」の「請求区分」欄は、どのように記入するか。 (答) (略) (取扱規程第4章の24(1)、様式第<u>6</u>号の1、様式第<u>6</u>号の1の2、様式第<u>6</u>号の2、様式第<u>6</u>号の2の2) (問 114) 療養費支給申請書の「施術内容欄」の「傷病名(及び症状)」欄は、何を記入するか。 (答) (略) (取扱規程第4章の24(1)、様式第<u>6</u>号の1、様式第<u>6</u>号の1の2、様式第<u>6</u>号の2、様式第<u>6</u>号の2の2) (問 115) 療養費支給申請書について、従来、同一月内に複数の施術者が施術を行った場合、施術者ごとの氏名と施術日を「摘要」欄等に記入する取扱いであるが、受領委任の場合、どのように取り扱うか。 (答) (略) (取扱規程第2章の12、第4章の24(1)(3)、様式第<u>6</u>号の1、様式第<u>6</u>号の1の2、様式第<u>6</u>号の2、様式第<u>6</u>号の2の2) (問 116) マッサージの療養費支給申請書の「施術内容欄」の「マッサー
--	--

ジ」及び「変形徒手矯正術」欄の記入について、どのようなことに留意するか。 (答) (略) (取扱規程第4章の24(1)、様式第<u>5</u>号の2、<u>様式第5号の2の2</u>、<u>様式第5号の4</u>、<u>様式第5号の4の2</u>) (問 117) 療養費支給申請書の「施術内容欄」の「訪問施術料」、「往療料」欄の記入について、どのようなことに留意するか。 (答) (略) (取扱規程第4章の24(1)(7)、様式第<u>5</u>号の1、<u>様式第5号の1の2</u>、<u>様式第5号の2</u>、<u>様式第5号の2の2</u>、<u>様式第5号の3</u>、<u>様式第5号の3の2</u>、<u>様式第5号の4</u>、<u>様式第5号の4の2</u>) (問 118) 療養費支給申請書の「施術内容欄」の「一部負担金」欄は、どのように記入するか。 (答) (略) (取扱規程第3章の19、第4章の24(1)、様式第<u>5</u>号の1、<u>様式第5号の1の2</u>、<u>様式第5号の2</u>、<u>様式第5号の2の2</u>、<u>様式第5号の3</u>、<u>様式第5号の3の2</u>、<u>様式第5号の4</u>、<u>様式第5号の4の2</u>) (問 119) 療養費支給申請書の「施術内容欄」の「請求額」欄は、どのような金額を記入するか。 (答) (略) (取扱規程第3章の19、第4章の24(1)、様式第<u>5</u>号の1、<u>様式第5号の1の2</u>、<u>様式第5号の2</u>、<u>様式第5号の2の2</u>、<u>様式第5号の3</u>、<u>様式第5号の3の2</u>、<u>様式第5号の4</u>、<u>様式第5号の4の2</u>) (問 120) 療養費支給申請書の「施術証明欄」の証明について、複数の施術者が同一の患者に施術した場合や勤務する施術者のみが施術した場合、施術証明欄に署名又は押印するのは施術管理者が行うのか、それと	ジ」及び「変形徒手矯正術」欄の記入について、どのようなことに留意するか。 (答) (略) (取扱規程第4章の24(1)、様式第<u>6</u>号の2、<u>様式第6号の2の2</u>) (問 117) 療養費支給申請書の「施術内容欄」の「訪問施術料」、「往療料」欄の記入について、どのようなことに留意するか。 (答) (略) (取扱規程第4章の24(1)(7)、様式第<u>6</u>号の1、<u>様式第6号の1の2</u>、<u>様式第6号の2</u>、<u>様式第6号の2の2</u>、様式第7号) (問 118) 療養費支給申請書の「施術内容欄」の「一部負担金」欄は、どのように記入するか。 (答) (略) (取扱規程第3章の19、第4章の24(1)、様式第<u>6</u>号の1、<u>様式第6号の1の2</u>、<u>様式第6号の2</u>、<u>様式第6号の2の2</u>) (問 119) 療養費支給申請書の「施術内容欄」の「請求額」欄は、どのような金額を記入するか。 (答) (略) (取扱規程第3章の19、第4章の24(1)、様式第<u>6</u>号の1、<u>様式第6号の1の2</u>、<u>様式第6号の2</u>、<u>様式第6号の2の2</u>) (問 120) 療養費支給申請書の「施術証明欄」の証明について、複数の施術者が同一の患者に施術した場合や勤務する施術者のみが施術した場合、施術証明欄に署名又は押印するのは施術管理者が行うのか、それと
---	--

も従前のとおり中心的に施術を行った施術者が行うのか。 (答) (略) (取扱規程第4章の24(1)、様式第<u>5</u>号の1、様式第<u>5</u>号の1の2、様式第<u>5</u>号の2、様式第<u>5</u>号の2の2、様式第5号の3、様式第5号の3の2、様式第5号の4、様式第5号の4の2) (問 121) 療養費支給申請書の「施術証明欄」の証明は、施術内容及び施術費用（一部負担金）の領収を証明するものであるが、患者等が公費負担医療制度などを利用し患者等から一部負担金を徴収しない場合、徴収した場合と同様に証明するものか。 (答) (略) (取扱規程第4章の24(1)、様式第<u>5</u>号の1、様式第<u>5</u>号の1の2、様式第<u>5</u>号の2、様式第<u>5</u>号の2の2、様式第5号の3、様式第5号の3の2、様式第5号の4、様式第5号の4の2) (問 122) 療養費支給申請書の「施術証明欄」の登録記号番号について、「登録記号番号（申し出た施術者登録番号）」とされているので、申し出た施術者登録番号のみの記入でもよいか。 (答) (略) (取扱規程第4章の24(1)、様式第<u>5</u>号の1、様式第<u>5</u>号の1の2、様式第<u>5</u>号の2、様式第<u>5</u>号の2の2、様式第5号の3、様式第5号の3の2、様式第5号の4、様式第5号の4の2) (問 123) 療養費支給申請書の「施術証明欄」の「施術所」の「所在地」と「名称」について、出張専門施術者の場合、どのように記入するか。 (答) (略) (取扱規程第4章の24(1)、様式第<u>5</u>号の1、様式第<u>5</u>号の1の2、様式第<u>5</u>号の2、様式第<u>5</u>号の2の2、様式第5号の3、様式第5号の3の2、様式第5号の4、様式第5号の4の2)	も従前のとおり中心的に施術を行った施術者が行うのか。 (答) (略) (取扱規程第4章の24(1)、様式第<u>6</u>号の1、様式第<u>6</u>号の1の2、様式第<u>6</u>号の2、様式第<u>6</u>号の2の2) (問 121) 療養費支給申請書の「施術証明欄」の証明は、施術内容及び施術費用（一部負担金）の領収を証明するものであるが、患者等が公費負担医療制度などを利用し患者等から一部負担金を徴収しない場合、徴収した場合と同様に証明するものか。 (答) (略) (取扱規程第4章の24(1)、様式第<u>6</u>号の1、様式第<u>6</u>号の1の2、様式第<u>6</u>号の2、様式第<u>6</u>号の2の2) (問 122) 療養費支給申請書の「施術証明欄」の登録記号番号について、「登録記号番号（申し出た施術者登録番号）」とされているので、申し出た施術者登録番号のみの記入でもよいか。 (答) (略) (取扱規程第4章の24(1)、様式第<u>6</u>号の1、様式第<u>6</u>号の1の2、様式第<u>6</u>号の2、様式第<u>6</u>号の2の2) (問 123) 療養費支給申請書の「施術証明欄」の「施術所」の「所在地」と「名称」について、出張専門施術者の場合、どのように記入するか。 (答) (略) (取扱規程第4章の24(1)、様式第<u>6</u>号の1、様式第<u>6</u>号の1の2、様式第<u>6</u>号の2、様式第<u>6</u>号の2の2)
---	---

(問 124) 療養費支給申請書の「施術証明欄」の「保健所登録区分」欄は、どのように記入するか。 (答) (略) (取扱規程第4章の24(1)、様式第<u>5</u>号の1、様式第<u>5</u>号の1の2、様式第<u>5</u>号の2、様式第<u>5</u>号の2の2、様式第5号の3、様式第5号の3の2、様式第5号の4、様式第5号の4の2) (問 125) 療養費支給申請書の「申請欄」について、当月分のすべての施術を行った後に記入(申請)するものか。 (答) (略) (取扱規程第4章の24(1)、様式第<u>5</u>号の1、様式第<u>5</u>号の1の2、様式第<u>5</u>号の2、様式第<u>5</u>号の2の2、様式第5号の3、様式第5号の3の2、様式第5号の4、様式第5号の4の2) (問 126) 療養費支給申請書の「支払機関欄」の「支払区分」、「預金の種類」、「金融機関名」の各欄について、○で囲む様式となっているが、各欄に個別の支払区分、預金の種類、金融機関名等を直接記入してよいか。 (答) (略) (取扱規程第4章の24(1)、様式第<u>5</u>号の1、様式第<u>5</u>号の1の2、様式第<u>5</u>号の2、様式第<u>5</u>号の2の2、様式第5号の3、様式第5号の3の2、様式第5号の4、様式第5号の4の2) (問 127) 療養費支給申請書の「同意記録」の各欄について、どのように記入するか。 (答) (略) (取扱規程第4章の24(1)(8)、様式第<u>5</u>号の1、様式第<u>5</u>号の1の2、様式第<u>5</u>号の2、様式第<u>5</u>号の2の2、様式第5号の3、様式第5号の3の2、様式第5号の4、様式第5号の4の2) (問 128) 療養費支給申請書の代理人への委任欄について、欄外に「給付	(問 124) 療養費支給申請書の「施術証明欄」の「保健所登録区分」欄は、どのように記入するか。 (答) (略) (取扱規程第4章の24(1)、様式第<u>6</u>号の1、様式第<u>6</u>号の1の2、様式第<u>6</u>号の2、様式第<u>6</u>号の2の2) (問 125) 療養費支給申請書の「申請欄」について、当月分のすべての施術を行った後に記入(申請)するものか。 (答) (略) (取扱規程第4章の24(1)、様式第<u>6</u>号の1、様式第<u>6</u>号の1の2、様式第<u>6</u>号の2、様式第<u>6</u>号の2の2) (問 126) 療養費支給申請書の「支払機関欄」の「支払区分」、「預金の種類」、「金融機関名」の各欄について、○で囲む様式となっているが、各欄に個別の支払区分、預金の種類、金融機関名等を直接記入してよいか。 (答) (略) (取扱規程第4章の24(1)、様式第<u>6</u>号の1、様式第<u>6</u>号の1の2、様式第<u>6</u>号の2、様式第<u>6</u>号の2の2) (問 127) 療養費支給申請書の「同意記録」の各欄について、どのように記入するか。 (答) (略) (取扱規程第4章の24(1)(8)、様式第<u>6</u>号の1、様式第<u>6</u>号の1の2、様式第<u>6</u>号の2、様式第<u>6</u>号の2の2) (問 128) 療養費支給申請書の代理人への委任欄について、欄外に「給付
--	--

金に関する受領を代理人に委任する場合に署名」とあるが、申請者（被保険者等）が、自らの口座を指定することは可能か。 (答) (略) (取扱規程第1章の1、第3章の19、第3章の23(1)、第4章の24、第6章の36、様式第<u>5</u>号の1、様式第<u>5</u>号の1の2、様式第<u>5</u>号の2、様式第<u>5</u>号の2の2、様式第5号の3、様式第5号の3の2、様式第5号の4、様式第5号の4の2) (問 129) 療養費支給申請書の代理人への委任欄は、どのように記入するか。 (答) (略) (取扱規程第4章の24(1)(5)、様式第<u>5</u>号の1、様式第<u>5</u>号の1の2、様式第<u>5</u>号の2、様式第<u>5</u>号の2の2、<u>様式第5号の3、様式第5号の3の2、様式第5号の4、様式第5号の4の2</u>) (問 130) 療養費支給申請書の代理人への受領委任欄について、施術管理者以外の者を受領委任欄に記入し、その者に委任することは可能か。 (答) (略) (取扱規程第4章の24(1)(4)、様式第<u>5</u>号の1、様式第<u>5</u>号の1の2、様式第<u>5</u>号の2、様式第<u>5</u>号の2の2、<u>様式第5号の3、様式第5号の3の2、様式第5号の4、様式第5号の4の2</u>) (問 131) 療養費支給申請書の「施術証明欄」、「申請欄」及び代理人への受領委任欄の日付について、施術を行った月の最終施術日の日付でよいか。 (答) (略) (取扱規程第4章の24(1)、様式第<u>5</u>号の1、様式第<u>5</u>号の1の2、様式第<u>5</u>号の2、様式第<u>5</u>号の2の2、<u>様式第5号の3、様式第5号の3の2、様式第5号の4、様式第5号の4の2</u>) 【療養費支給申請総括票の記入関係】	金に関する受領を代理人に委任する場合に署名」とあるが、申請者（被保険者等）が、自らの口座を指定することは可能か。 (答) (略) (取扱規程第1章の1、第3章の19、第3章の23(1)、第4章の24、第6章の36、様式第<u>6</u>号の1、様式第<u>6</u>号の1の2、様式第<u>6</u>号の2、様式第<u>6</u>号の2の2) (問 129) 療養費支給申請書の代理人への委任欄は、どのように記入するか。 (答) (略) (取扱規程第4章の24(1)(5)、様式第<u>6</u>号の1、様式第<u>6</u>号の1の2、様式第<u>6</u>号の2、様式第<u>6</u>号の2の2) (問 130) 療養費支給申請書の代理人への受領委任欄について、施術管理者以外の者を受領委任欄に記入し、その者に委任することは可能か。 (答) (略) (取扱規程第4章の24(1)(4)、様式第<u>6</u>号の1、様式第<u>6</u>号の1の2、様式第<u>6</u>号の2、様式第<u>6</u>号の2の2) (問 131) 療養費支給申請書の「施術証明欄」、「申請欄」及び代理人への受領委任欄の日付について、施術を行った月の最終施術日の日付でよいか。 (答) (略) (取扱規程第4章の24(1)、様式第<u>6</u>号の1、様式第<u>6</u>号の1の2、様式第<u>6</u>号の2、様式第<u>6</u>号の2の2) 【療養費支給申請総括票の記入関係】
--	---

様式第6号、様式第7号

(問143) 療養費支給申請総括票（Ⅰ）及び療養費支給申請総括票（Ⅱ）の様式は、「又はそれに準ずる様式の総括票」とされているので、保険者等は、必要に応じて、適宜様式を変更し、施術管理者に対して様式の変更を依頼してよい。

(答) 差し支えない。（取扱規程第4章の25、様式第6号、様式第7号）

(問144) 療養費支給申請総括票（Ⅱ）は保険者等ごとに作成し、療養費支給申請総括票（Ⅰ）は、その内訳を記入する内容となっているが、保険者等が療養費審査委員会に委託していない場合でも、2種類の総括票を記入し添付するの。

(答) そのとおり。提出する保険者等は1つであっても、療養費支給申請総括票（Ⅱ）を複数（はり、きゅう用とマッサージ用、同じ施術所の施術管理者別等）作成する場合があるため、療養費支給申請総括票（Ⅰ）も作成する。ただし、保険者等において、施術管理者に対して様式の変更等を依頼する場合はこの限りでない。（取扱規程第4章の25、様式第6号、様式第7号）

(問 145) 療養費支給申請総括票（Ⅱ）は、どのように作成するか。

(答) 療養費審査委員会に提出するため申請先の保険者等が複数となる場合、保険者等ごとに作成する。さらに、はり、きゅう用とマッサージ用を区分して作成する（様式の「療養費について、別添の支給申請書のとおりに請求します。」の前の箇所に、はり、きゅうの場合は「はり、きゅう」、マッサージの場合は「マッサージ」等と記入）。なお、取扱規程様式第5号の1の2又は様式第5号の2の2、様式第5号の3の2又は様式第5

様式第8号、第9号

(問143) 療養費支給申請総括票（Ⅰ）及び療養費支給申請総括票（Ⅱ）の様式は、「又はそれに準ずる様式の総括票」とされているので、保険者等は、必要に応じて、適宜様式を変更し、施術管理者に対して様式の変更を依頼してよい。

(答) 差し支えない。（取扱規程第4章の25、様式第8号、様式第9号）

(問144) 療養費支給申請総括票（Ⅱ）は保険者等ごとに作成し、療養費支給申請総括票（Ⅰ）は、その内訳を記入する内容となっているが、保険者等が療養費審査委員会に委託していない場合でも、2種類の総括票を記入し添付するの。

(答) そのとおり。提出する保険者等は1つであっても、療養費支給申請総括票（Ⅱ）を複数（はり、きゅう用とマッサージ用、同じ施術所の施術管理者別等）作成する場合があるため、療養費支給申請総括票（Ⅰ）も作成する。ただし、保険者等において、施術管理者に対して様式の変更等を依頼する場合はこの限りでない。（取扱規程第4章の25、様式第8号、様式第9号）

(問 145) 療養費支給申請総括票（Ⅱ）は、どのように作成するか。

(答) 療養費審査委員会に提出するため申請先の保険者等が複数となる場合、保険者等ごとに作成する。さらに、はり、きゅう用とマッサージ用を区分して作成する（様式の「療養費について、別添の支給申請書のとおりに請求します。」の前の箇所に、はり、きゅうの場合は「はり、きゅう」、マッサージの場合は「マッサージ」等と記入）。なお、取扱規程様式第6号の1の2又は第6号の2の2の申請書を提出する場合には、療養費支

号の4の2の申請書を提出する場合には、療養費支給申請総括票（Ⅱ）は、別に作成する。（取扱規程第4章の25、様式第7号） （問146）療養費支給申請総括票（Ⅰ）は、どのように作成するか。 （答）療養費支給申請総括票（Ⅱ）の内訳を記入する。なお、同一の保険者等であっても、はり、きゅう用とマッサージ用を区分して記入する（保険者等名の次に、はり、きゅうの場合は「(はり、きゅう)」、マッサージの場合は「(マッサージ)」等と記入）。また、保険者等が療養費審査委員会に委託している場合、療養費審査委員会に委託している各保険者等をそれぞれ記入する（「保険者名等」欄が不足する場合、欄を追加する又は別紙に記載するなど適宜取り繕って差し支えない。）。なお、取扱規程様式第5号の1の2又は様式第5号の2の2、<u>様式第5号の3の2又は様式第5号の4の2</u>の申請書を提出する場合には、療養費支給申請総括票（Ⅰ）は、別に作成する。（取扱規程第4章の25、様式第6号） 【「療養費の支給申請に係る増減金額等のお知らせ」の記入関係】 様式第8号 （問149）「療養費の支給申請に係る増減金額等のお知らせ」の様式は、「又はそれに準ずる様式の書類」とされているので、保険者等は、必要に応じて、適宜様式を変更してよいか。 （答）差し支えない。（取扱規程第6章の35、様式第8号） （問150）保険者等は、「療養費の支給申請に係る増減金額等のお知らせ」をどのように作成するか。 （答）請求額に対する支給額の減額、不支給又は再審査等がある場合に、施	給申請総括票（Ⅱ）は、別に作成する。（取扱規程第4章の25、様式第9号） （問146）療養費支給申請総括票（Ⅰ）は、どのように作成するか。 （答）療養費支給申請総括票（Ⅱ）の内訳を記入する。なお、同一の保険者等であっても、はり、きゅう用とマッサージ用を区分して記入する（保険者等名の次に、はり、きゅうの場合は「(はり、きゅう)」、マッサージの場合は「(マッサージ)」等と記入）。また、保険者等が療養費審査委員会に委託している場合、療養費審査委員会に委託している各保険者等をそれぞれ記入する（「保険者名等」欄が不足する場合、欄を追加する又は別紙に記載するなど適宜取り繕って差し支えない。）。なお、取扱規程様式第6号の1の2又は第6号の2の2の申請書を提出する場合には、療養費支給申請総括票（Ⅰ）は、別に作成する。（取扱規程第4章の25、様式第8号） 【「療養費の支給申請に係る増減金額等のお知らせ」の記入関係】 様式第10号 （問149）「療養費の支給申請に係る増減金額等のお知らせ」の様式は、「又はそれに準ずる様式の書類」とされているので、保険者等は、必要に応じて、適宜様式を変更してよいか。 （答）差し支えない。（取扱規程第6章の35、様式第10号） （問150）保険者等は、「療養費の支給申請に係る増減金額等のお知らせ」をどのように作成するか。
--	---

術管理者ごとにはり、きゅう用とマッサージ用を区分して作成する（例：様式の「療養費の支給申請について、」の前の箇所に、はり、きゅうの場合は「はり、きゅう」、マッサージの場合は「マッサージ」等と記入）。（取扱規程第6章の35、様式第<u>8</u>号） （問151） 保険者等は、施術所に複数の施術管理者が配置されている場合、どのように作成するか。 （答） 施術管理者ごとにそれぞれ作成する。その場合、施術所でまとめて送付することが望ましい。（取扱規程第6章の35、様式第<u>8</u>号） （問152） 保険者等は、施術者が複数の施術所（出張専門施術者の場合を含む。）の施術管理者である場合、どのように作成するか。 （答） 同一の施術者であっても、施術所（登録記号番号）ごとにそれぞれ区分して作成する。（取扱規程第6章の35、様式第<u>8</u>号）	（答） 請求額に対する支給額の減額、不支給又は再審査等がある場合に、施術管理者ごとにはり、きゅう用とマッサージ用を区分して作成する（例：様式の「療養費の支給申請について、」の前の箇所に、はり、きゅうの場合は「はり、きゅう」、マッサージの場合は「マッサージ」等と記入）。（取扱規程第6章の35、様式第<u>10</u>号） （問151） 保険者等は、施術所に複数の施術管理者が配置されている場合、どのように作成するか。 （答） 施術管理者ごとにそれぞれ作成する。その場合、施術所でまとめて送付することが望ましい。（取扱規程第6章の35、様式第<u>10</u>号） （問152） 保険者等は、施術者が複数の施術所（出張専門施術者の場合を含む。）の施術管理者である場合、どのように作成するか。 （答） 同一の施術者であっても、施術所（登録記号番号）ごとにそれぞれ区分して作成する。（取扱規程第6章の35、様式第<u>10</u>号）
---	---